

## 平成26年第4回度会町議会定例会会議録

招集年月日 平成26年12月9日

招集場所 度会町議会議場

開議 平成26年12月9日（午前9時00分）

出席議員	1番 岡村 広彦	2番 舟瀬 勝	3番 登 喜三雄
	4番 濱岡 裕之	5番 牧 幸作	6番 木本タエ子
	7番 八木 淳	8番 芝山 延男	9番 中森 慰
	10番 福井 秀治	11番 中井 利正	12番 中村 忠彦

欠席議員 なし

地方治法第121条の規定による説明のため会議に出席した者の職・氏名

町 長	中村 順一	生活環境課長	中西 章
副 町 長	縄手 一郎	産業振興課長	八木 一夫
総 務 課 長	西岡 一義	建 設 課 長	北村 晴紀
総務課防災担当課長	中川美知彦	会計管理者兼出納室長	岡村 哲也
政策調整室長	中井 宏明	教育委員会教育長	藤田 心作
税務住民課長	山下 弘文	教育委員会事務局長	中西 力
福祉保健課長	中井 均		

議会の職務のために出席した者の職員氏名

議会事務局長	西村 肇	書 記	山下 喜市
書 記	中川 知央	書 記	大谷 悦正

### 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案の上程（議案第54号～議案第69号）
- 日程第5 提案理由の説明
- 日程第6 質疑（議案第54号～議案第69号）
- 日程第7 常任委員会付託（議案第54号～議案第69号）

### 上程議案

議案第54号 平成26年度 度会町一般会計補正予算（第5号）

- 議案第55号 平成26年度 度会町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第56号 平成26年度 度会町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第57号 平成26年度 度会町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第58号 平成26年度 度会町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第59号 平成26年度 度会町郡指導主事共同設置事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第60号 平成26年度 度会町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議案第61号 度会町職員給与条例の一部を改正する条例について
- 議案第62号 町長及び副町長の給料及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第63号 度会町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第64号 度会町住宅新築資金等貸付事業基金条例の一部を改正する条例について
- 議案第65号 度会町遺児及び母子年金支給条例の一部を改正する条例について
- 議案第66号 度会町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第67号 度会町水道水源保護条例の一部を改正する条例について
- 議案第68号 度会町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 議案第69号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度度会町一般会計補正予算（第4号））

## ◎開会の宣告

（9時00分）

○議長（中村 忠彦） ただ今の出席議員は12名で、定足数に達しておりますので、平成26年第4回度会町議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

## ◎会議録署名議員の指名

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、議長において指名いたします。

7番 八木 淳 議員

8番 芝山 延男 議員

## ◎会期の決定

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

今期、定例会の会期は、本日から12月17日までの9日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の発声あり)

○議長(中村 忠彦) 異議なしと認めます。

よって、今期定例会は、本日から12月17日までの9日間に決定いたしました。

なお、今期定例会の日程は、お手元に配付いたしました日程表により会議を進めたいと思いますので、御了承をお願いいたします。

### ◎諸般の報告

日程第3 諸般の報告をいたします。

地方自治法第235条の2第3項の規定による平成26年8月分、9月分及び10月分の出納検査の結果報告が提出されておりますので、細部については、事務局において御高覧いただきたいと思います。

次に、今期定例会の議事説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表にして、お手元に配付いたしましたので、御了承をお願いいたします。

### ◎議案の上程(議案第54号～議案第69号)

日程第4 本日、町長より提出されました議案第54号から議案69号までを、お手元に配付いたしました議案一覧表により一括上程し、議題といたします。

### ◎提案理由の説明(議案第54号～議案第69号)

日程第5 それでは、提案者町長より提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長(中村 順一) 皆様おはようございます。

12月を迎えまして、いきなり冬の到来ということで、第一のもういよいよ寒波が天気予報に出されまして、大変厳しい冬を迎えるという天気予報の状況でございます。

また、御承知のように11月に衆議院の解散が突然ございまして、また、去る12月2日に公示、12月14日には投開票ということになっており、慌ただしい師走となりそうでございます。

そんな中で、平成26年の当町の第4回度会町議会定例会を招集させていただきましたところ、公私何かと御多忙のところを御出席を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

さて、今期定例会に御提案をいたしました議案は、補正予算関係が7件、条例関

係の 8 件、その他専決処分の承認を求める議案 1 件の 16 議案でございます。

それでは、議案の順に従いまして、それぞれの概要を説明し、提案理由とさせていただきます。

最初に、議案第 54 号 平成 26 年度度会町一般会計補正予算（第 5 号）でございますが、歳入歳出それぞれ 1 億 7,354 万 4,000 円を追加し、予算総額を 38 億 5,086 万 6,000 円といたすものでございます。

このたびの補正予算につきましては、来年度の遊水プール鏡の運営を見据えた工事費の計上並びに基金の積み立て、人事院勧告を尊重した職員等の給与改定による人件費の計上が、主要なものとなっております。その他、今期定例会において予算措置が必要なものを各計上をいたしております。

それでは、まず、歳入につきまして、総括的な内容でございますが、7 ページの歳入におきまして、款 9 地方交付税に 1,189 万 4,000 円を、款 13 の国庫支出金と次の款 14 県支出金には国民健康保険基盤安定負担金、介護給付費負担金などを主としてそれぞれに 645 万 5,000 円 630 万 4,000 円を計上し、また、款 16 の寄附金につきましては、ふるさと寄附金 149 万 9,000 円を計上いたしております。

歳入の事項別明細としましては、11 ページ、款 17 繰入金と項 1 特別会計繰入金、目 4 介護保険特別会計繰入金に、前年度の精算に伴う介護保険特別会計からの繰入金 621 万 3,000 円、次の款 18 繰越金に、前年度繰越金 1 億 2,986 万 4,000 円を計上いたしております。

次の 12 ページ、款 19 諸収入、項 3 の雑入、目 1 の雑入の節 1 総務費雑入につきましては、既に、説明をさせていただきましたように、個人事業主の方々に返還を求めます源泉所得税の 471 万 6,000 円を、次の節 2 民生費雑入に、前年度の精算によります社会福祉協議会運営事業費補助金の返還金として 166 万 1,000 円を、また、節 4 農林水産業費雑入には、風力発電事業に伴います事業者からの分収造林損失補償金 373 万 1,000 円を計上いたしております。

次の款 20 町債、項 1 町債、目 3 土木債に、町道川南線改良事業に伴う辺地対策債として 120 万円を計上いたしております。

なお、この地方債を起こすに当たりましては、地方自治法 230 条第 2 項の規定により、6 ページ「第 2 表 地方債補正」として定めたいので、御高覧のほどをお願いいたします。

次に、歳出につきまして、科目の順に主なものを、御説明申し上げますが、人事院勧告に基づきます給与改定に伴う人件費の計上につきましては、その説明を省略させていただきますので、御了解をお願いいたします。

まず、13 ページの款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費では、説明が次のページにもわたりますが、事務用消耗品や有料道路通行料の不足分を合わせて

370万1,000円を計上いたしております。

14ページの目3会計管理費では、既に、御説明をさせていただいておりますように、税務署からの指導に基づきまして、源泉所得税等を納付すべく512万5,000円を計上いたしております。

目4の財産管理費では、燃料費の不足額及び、棚橋地内の町有地の地図訂正等の費用として86万1,000円を追加計上いたしております。

目8諸費では、集会所の補助金等に不足を来すことが予想されておりますので、節19負担金補助及び交付金に50万円を計上いたしております。

次に、17ページ款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節28繰出金では、本年度の保険基盤安定事業が確定したことから、国保特別会計繰出金として685万8,000円を追加計上いたしております。

次に、18ページ項1社会福祉費、目2障害福祉費では、自立支援給付費が増加することが見込まれますので、838万2,000円を追加計上いたしております。

次の19ページ、項2児童福祉費、目3母子福祉費では、今年度の推移によりまして、一人親医療費補助金が不足することから、扶助費等として126万2,000円を追加計上しております。

次の20ページ、款4衛生費、項2清掃費、目1塵芥処理費では、パッカー車の購入に不用額が生じたことなどを整理し379万7,000円を減額いたしております。

次に、22ページ、款5農林水産業費、項2林業費、目2林業振興費には、有害鳥獣駆除に係る猟友会の出動回数が増加していることに対応すべく、その所要額を51万2,000円を、主として77万6,000円を追加計上いたしております。

次に、24ページ、款7土木費、項4施設管理費、目4遊水プール鏡運営費では、プール施設の現状を鑑み、来年度、プールを楽しく活用していただくために、早期に改修を発注すべく事業費として、1,201万4,000円を追加計上いたしております。

次の款8消防費、項1消防費、目3防災費では、気象警報発令のため設置した、災害対策本部における所要額の増加と、今後、要望が見込まれます木造住宅の耐震補強補助金等を合わせて229万6,000円を計上いたしておりますが、耐震の補強等につきましても、国県の補助金の106万5,000円を計上いたしております。

次の25ページの款9教育費、項1教育総務費、目1教育委員会費では、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正に伴いまして、改正が必要となる町例規の改正の業務委託料59万4,000円を計上いたしております。

次の項2小学校費、目1学校管理費では、来年度の社会科副読本の印刷費用などを含む147万9,000円を追加計上いたしております。

次に、27ページの款10災害復旧費では、準用河川小萩川の災害復旧事業におきまして、災害査定から実施設計への実施単価組み換えの精査等によりまして、不足を

示す100万円を追加計上いたしております。

次に、款12諸支出金、項2基金費につきましては、目1財政調整基金に、地方財政法の第7条の規定により、1億円を計上いたしております。

また、目2町債管理基金費には500万円、目3の教育施設整備基金費1,000万円、目7まちづくり施設等整備基金費に1,000万円と、それぞれ計上いたしております。これはいずれにおきましても、度会町の各基金条例によるものでございます。

以上が、議案第54号でございますが、続きまして、議案第55号 平成26年度度会町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）でございますが、今回、歳入歳出それぞれ1,206万4,000円を追加し、予算総額を9億1,404万9,000円といたすものでございます。

歳入につきましては、6ページの款4療養給付費交付金、項1療養給付費等交付金、目1療養給付費等交付金に退職被保険者等療養給付費等交付金100万円を、それから、次の款7共同事業交付金、項1共同事業交付金、目1高額医療費共同事業交付金に高額医療費交付金として、今後所要が見込まれます420万6,000円を計上いたしております。

次の款9繰入金におきましては、保険基盤安定事業の本年度対象額が確定したことから、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金に685万8,000円計上しております。

また、歳出におきましては、8ページの款2保険給付費、項2高額療養費、目1一般被保険者高額療養費及び目2退職被保険者等高額療養費において、所要額の増大が見込まれますので、それぞれ1,050万円と80万円を追加計上いたしております。

続きまして、議案第56号 平成26年度度会町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）でございますが、今回、歳入歳出それぞれ4,772万1,000円を追加し、予算総額を8億1,103万9,000円といたすものでございます。

歳出の主な内容につきましては、9ページ、款2簡易水道費、項1簡易水道費、目2簡易水道新設改良費では、町道川南線ほか町内の配水管布設替工事等に係る所要額を1,659万7,000円を計上し、目3の簡易水道統合整備事業費では、今後、工事に増額変更が見込まれますので、その所要額2,530万円を、また、簡易水道基金からの繰入金などを財源として計上いたしております。

なお、この地方債を起こすに当たりまして、地方自治法230条第2項の規定により、4ページの「第2表 地方債補正」として定めたいので、御高覧のほどをお願いいたします。

続きまして、議案第57号 平成26年度度会町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）でございますが、決算上生じた剰余金を基金に積み立てるため今回、歳入歳出それぞれ8万円を追加し、予算総額を63万5,000円といたすものでございます。

続きまして、議案第58号 平成26年度度会町介護保険特別会計補正予算（第3号）でございますが、今回、歳入歳出それぞれ237万5,000円を追加し、予算総額を8億2,215万5,000円といたすものでございます。

歳出の主な内容でございます。8ページ、款2保険給付費、項1介護サービス等諸費、目7居宅介護住宅改修費及び項4高額医療費合算介護サービス等費、目1高額医療合算介護サービス費に今後見込まれる所要額として、80万円、100万円を、国庫支出金や一般会計繰入金を財源として、それぞれ計上をいたしております。

続きまして、議案第59号 平成26年度度会町郡指導主事共同設置事業特別会計補正予算（第2号）でございますが、給与改正による補正予算で、前年度繰越金をその財源として充当し、歳入歳出それぞれ20万5,000円を追加し、予算総額を2,102万1,000円といたすものでございます。

続きまして、議案第60号 平成26年度度会町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）でございますが、平成25年度中の保険料負担金の精算により、歳入歳出それぞれ20万3,000円を追加し、予算総額を1億6,820万2,000円といたすものでございます。

続きまして、次は条例関係でございます。

議案第61号 度会町職員給与条例の一部を改正する条例についてでございますが、人事院の平成26年8月7日付の国家公務員の給与に関する勧告によりまして、民間給与との格差等に基づく給与改正及び、給与制度の総合的見直しが求められ、当町職員の給与等支給に関する現状を勘案し、当該条例の一部を改正するものでございます。

続きまして、議案第62号 町長及び副町長の給料及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、人事院の平成26年8月7日付の国家公務員の給与に関する勧告により、度会町職員給与条例の改正を行うことに伴い、町長及び副町長の期末手当の支給割合の改正を行うため、当該条例の一部を改正するものでございます。

続きまして、議案第63号 度会町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、人事院の平成26年8月7日付の国家公務員の給与に関する勧告により、度会町職員給与条例の改正を行うことに伴い、教育長の期末手当の支給割合の改正を行うため、当該条例の一部を改正するものでございます。

続きまして、議案第64号 度会町住宅新築資金等貸付事業基金条例の一部を改正する条例についてでございますが、県の補助制度である住宅新築資金貸付助成事業のうち特定助成事業が終了したことに伴い、当該条例の一部を改正するものでございます。

続きまして、議案第65号 度会町遺児及び母子年金支給条例の一部を改正する条例についてでございますが、「母子及び寡婦福祉法」が「母子及び父子並びに寡婦福祉法」と改称され、平成26年10月1日に施行されたことに伴い関連した当該条例の一部を改正するものでございます。

続きまして、議案第66号 度会町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてでございますが、産科医療保障制度における掛金の額を見直すこと、また、出産育児一時金の総額42万円を維持することに伴い、平成27年1月1日から健康保険法施行令等の改正が施行されるために、関連する当該条例の一部を改正するものでございます。

続きまして、議案第67号 度会町水道水源保護条例の一部を改正する条例についてでございますが、「地方自治法の一部を改正する法律の一部を改正する政令」が、平成26年11月1日に施行されたことに伴い、関連する当該条例の一部を改正するものでございます。

続きまして、議案第68号 度会町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてでございますが、次代の社会を担う子供の健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律が、平成26年4月23日に公布され、その一部の規定が平成26年12月1日から施行されたことに伴い、関連する当該条例の一部を改正するものでございます。

続きまして、議案第69号 専決処分の承認を求めることについてでございますが、平成26年度度会町一般会計におきまして、衆議院の解散による第47回の衆議院議員総選挙及び第23回の最高裁判所裁判官国民審査の執行経費につきまして、緊急に補正予算の必要が生じたので、町議会を招集する時間的余裕がなかったために、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

以上をもちまして、駆け足で説明をさせていただきましたが、提案理由の説明とさせていただきます。詳細につきましては、追って各委員会におきまして、それぞれ各担当課からの御説明を申し上げますので、どうか、よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（中村 忠彦） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

暫時、休憩をいたします。

（9時28分休憩）

（9時33分再開）

○議長（中村 忠彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎質疑（議案第54号～議案第69号）

日程第6 これより議案に対する質疑を行います。

議案第54号「平成26年度度会町一般会計補正予算（第5号）」に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

芝山議員。

○8番（芝山 延男） 22ページに、農林水産業費の節13有害鳥獣駆除委託料。これは、どちらのほうへ支払われて、どのように使われるんですか。

○議長（中村 忠彦） 担当課長。

○産業振興課長（八木 一夫） ただいまの芝山議員さんの質問にお答えします。

町長の提案説明の中にありましたとおり、有害鳥獣の駆除の関係で、出勤回数が増えたものでございます。その回数の増に伴いまして、今回補正予算を要求させていただいたところでございます。

出勤回数といいますのは、最近、人家周辺に鳥獣は、特に鹿が多いんですけれども、出没する機会がふえてまいりまして、網等に引っ掛かって、そのまま生きてままでもがいておる。もしくは、道路端ではねられて、まだ生きておる状態でおる、そういったときに、猟友会のほうへ連絡をして2名体制で処理等を行っていただいております。その案件が非常に増えてまいりまして、当初見込んでおりました予算に対して不足を来しておりますので、今回補正を要求させていただいたところでございます。

主な要因としては、その猟友会の出勤の手当ということでございます。

以上、説明とさせていただきます。

○議長（中村 忠彦） 芝山議員。

○8番（芝山 延男） 主にネットにかかった鹿、鳥獣だと思うんですけども、これは猟期内であっても、要請があれば支払われるんですか。これは猟期外の報酬というか。そういうものではないんですか。出勤1回当たり、実質幾ら支払われておりますか。

○議長（中村 忠彦） 八木課長。

○産業振興課長（八木 一夫） 御指摘のとおり猟期外の出動でございます、1回当たり5,000円を支払っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（中村 忠彦） ほかに質疑ございませんか。

中森議員。

○9番（中森 慰） 20ページ、21ページにわたってですけども、款4衛生費、項2清掃費、目1の塵芥処理費、節18の備品購入費の町長の提案説明がありましたで

すけれども、パッカー車の購入の不用が生じたということですが、この内容をもう少し詳しく教えていただけませんか。

○議長（中村 忠彦） 中西課長。

○生活環境課長（中西 章） 中森議員の御質問にお答えいたします。

去る6月3日に納期限2月27日ということで、物品の入札を行いました。町内業者に入札したところ、予算額1,000万円を予定しておりましたところ、契約金額599万9,000円ということで落札になりました。今回、差額分400万1,000円を減額させていただいたものでございます。

以上でございます。

○議長（中村 忠彦） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

芝山議員。

○8番（芝山 延男） 24ページの施設管理費の中で遊水プール工事請負費1,151万4,000円、これと改修工事監理委託料か、これが50万円なんですけれども、大変なお金なんですけれども、ただ、工事請負費と書かれているだけなので、具体的にこの1,000万円からの補修工事となると、具体的にどういうものを、どういうことをされるのか。ちょっと御説明お願いいたします。

○議長（中村 忠彦） 八木課長。

○産業振興課長（八木 一夫） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

改修につきましては、本年度、相当、傷みが生じておりますので、計画的に測量してまいりまして、結果が出てまいりました。主な内容といたしましては、まず、プールにある豆砂利洗い出しと申しますか、溪流プールとそれから遊水プール平面部分に足の裏に優しいというような感じで、砂利のコーティングがしてあるんですけども、それがどんどんと取れてきて劣化をしておりましたので、その部分の補修は多くあります。

それから、もう一つの大きな部分としては、プールの底です。これはFRPないし、塗装仕上げがされておるんですけども、経年劣化の関係で泡状に膨れ上がってきたり、剥離をしてくれております。塗膜が破れますと塗装の厚みがありますので、足の裏に突き刺さるような状況が幾つか出てきてまして、部分補修をしておったんですけども、ある程度極端な部分については行う必要があります、その辺の部分は大きくございます。

そのほかプールサイドの部分では、インターロッキングはどうしても経年の使用状況の中で沈下をしてくるまいりまして、プールの外周との間に段差が生じて、お客様が足を突っ込むとか危険性があります。緊急の補修は今年度の営業直前にいたしたところですが、根本的な改修をする必要があります。

また、今回、プールへの不法侵入等で問題になりましたプールの安全、保全という面でのフェンスの改修を全体計画としては見込んでございます。

そういう中で、来年度の6月からの学校水泳、それから7月からの通常営業に向けて、期間を有効に利用しながら、今年度に施工すべきもの、また次年度当初に施工すべきものということで、今回、これを早急に施工すべきものとして、先ほど申し上げました天然石舗装の部分と、プール底のFRPないし、塗装ぬりの部分、この改修を施工しようとして計上してございます。

以上でございます。

○議長（中村 忠彦） 芝山議員。

○8番（芝山 延男） 多額な1,100万円からの補修費がかかるということで、これはもう整理をされると、しばらくは補修というか、そういうものがなくて運営できるんでしょうか。

○議長（中村 忠彦） 八木課長。

○産業振興課長（八木 一夫） 先ほど申し上げました説明の中で、天然石については、これでほぼ完全になるんですけども、プールの底につきましては、大きな面積がございまして、最も危険な部分。この部分のみに限ってございます。これを全面にやりますと、まだ、この相当な数倍の費用がかかるものとは思っておりますけれども、必要最小限にということで、お客様の安全を確保するという観点から、必要な部分を判断いたしまして、計上いたしております。まだ、全面を改修するには、まだまだ費用はかかるところでございます。

以上でございます。

○議長（中村 忠彦） ほかに質疑ございませんか。

ございませんか。

（「なし」の発声あり）

○議長（中村 忠彦） 質疑なしと認めます。

議案第54号に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、議案第55号「平成26年度度会町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」、議案第56号「平成26年度度会町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）」、議案第57号「平成26年度度会町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）」の3議案に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

ございませんか。

登議員。

○3番（登 喜三雄） それでは、議案第57号住新の特別会計補正予算について、お尋ねをさせていただきます。

議案第57号議案の2ページをごらんいただきたいんですけども、歳入に項償還収入8万円を補正していただいております。今いただいたんですけども、町長さんの提案説明では決算上、生じた剰余金を基金に積み立てるため、今回、歳入歳出それぞれ8万円を追加しているんだという御説明でございます。ちょっと平成25年度の決算書を私、持っていないんですけども、住新の平成25年度の決算上、生じた剰余金とは幾らか。

それから、説明いただきましたのはということで、剰余金ということとなりますと、繰越金ではないかなという疑義が生じたので、その点について御説明をいただきたいと思います。

○議長（中村 忠彦） 中井課長。

○福祉保健課長（中井 均） 登議員の質問にお答えします。登議員の言われるとおり、前年度繰越金を、今回そのまま基金積立金として積み立てるものと、間違いございません。

以上です。

○議長（中村 忠彦） 担当課長。

○福祉保健課長（中井 均） ちょっと検討させてください。

○議長（中村 忠彦） 暫時、休憩いたします。

（9時45分休憩）

（9時50分再開）

○議長（中村 忠彦） 休憩前に引き続き、質疑を続けます。

中井課長。

○福祉保健課長（中井 均） 登議員の質問にお答えします。

歳入につきましては、今回過年度収入の分をあてて、この基金を積みさせてもらうということで、提案理由の説明のほうを訂正のほうをさせていただきます。

過年度償還収入を基金のほうに積みさせていただくということで。

○議長（中村 忠彦） 登議員。

○3番（登 喜三雄） といいますと、甚だ失礼ですけども、町長さんの提案説明を修正されるということで理解されてよろしいんですか。その点、お答えをいただきたいと思います。

○議長（中村 忠彦） 中村町長。

○町長（中村 順一） 今、内部で調整しましたところ、私のこの提案理由は、内容の表現に誤りがございましたので、一つ訂正を、私からさせていただきます。申しわけございません。

○議長（中村 忠彦） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

ございませんか。

(「なしの声」あり)

○議長(中村 忠彦) 質疑なしと認めます。

議案第55号、議案第56号及び議案第57号の3議案に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、議案第58号「平成26年度度会町介護保険特別会計補正予算(第3号)」、議案第59号「平成26年度度会町郡指導主事共同設置事業特別会計補正予算(第2号)」、議案第60号「平成26年度度会町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)」の3議案に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

ございませんか。

(「なしの声」あり)

○議長(中村 忠彦) 質疑なしと認めます。

議案第58号、議案第59号及び議案第60号の3議案に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、議案第61号「度会町職員給与条例の一部を改正する条例について」、議案第62号「町長及び副町長の給料及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第63号「度会町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について」の3議案に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

登議員。

○3番(登 喜三雄) それでは、3議案を代表いたしまして、議案第62号について、御質問をさせていただきます。

議案書の附則の解釈について、新旧対照表もいただいたところなんですけれども、もう少し詳しく御説明をいただきたいと思います。と申しますのは、平成27年4月1日から施行されるもの。

それから、平成26年12月1日から遡及適用されるもの。平成27年、附則の3におきましては、ということで、遡及適用は何をされるのかにつきまして、もう少し詳しく御説明をいただきたいと思います。

○議長(中村 忠彦) 総務課長。

○総務課長(西岡 一義) 登議員の質問にお答えをさせていただきます。

遡及適用の部分につきましては、附則の3のところにありますように、期末手当の内払いというところで御理解をいただければと考えておりまして、第1条にありますように、期末手当の率を100分の205から100分の220に上げる分について、遡及適用をするということでございます。

以上でございます。

○議長(中村 忠彦) 登議員。

○3番（登 喜三雄） 平成26年12月1日から適用するということは、遡及になるということなんですか。

○議長（中村 忠彦） 担当課長。

○総務課長（西岡 一義） もとの条例上、第3条におきまして6月の支給分と12月の支給分をわけて、号建てをしておりますので、12月1日から期末、12月の1日に遡って期末手当を遡及適用ということで、期末手当の内払いということで附則の3のところはさせていただいております。

以上でございます。

○議長（中村 忠彦） 登議員。

○3番（登 喜三雄） ちょっと頭が悪いものですから、理解できないところもあるんですけども、具体的には、町長さんのボーナスは12月分につきましては100分の212.5になるということなんですか。220になるということなんですか。

○議長（中村 忠彦） 担当課長。

○総務課長（西岡 一義） 100分の220に、平成26年12月1日はなるということでございます。

今回、提案しました一部を改正する条例によりまして、第1条につきましては、平成26年12月に遡ってするという適用でございます。第2条につきましては、附則の1にありますように、平成27年4月1日から6月と12月については、この率に改定をいたしたいというものでございます。

○議長（中村 忠彦） 登議員。

○3番（登 喜三雄） もう少し私も勉強をさせていただきたいと思います。

関連いたしまして、度会町特別職報酬等審議会条例について、お伺いをいたしたいと思います。

この条例につきましては、議会の議員、我々の報酬、また町長及び副町長の給与の額に関する条例を、議会に提出しようとするときは、あらかじめ報酬等の額について審議会の意見を聞くものとするということになっております。町民目線から考えますと、やはり今回は条例上はボーナスの話ですので、この条例は適用されないのは理解するところなんですけれども、ボーナスに関しましても、町民目線から申し上げますと、やはりどっかで第三者機関の御意見を伺うということも必要な時代になってきているのではないかなと思います。職員皆さんの給料につきましては、人事院勧告という一つの公平な物の見方が、そこにはあるわけなんですけれども、我々議員の報酬にしろ、特別職の町長さん等の給料につきましても、やはり何らかの第三者の機関の目が必要ではないかなと、私自身は考えます。

今回はボーナスの話として、この条例は適用されないんですけれども、今後、そのボーナスの改正につきましても、この審議会条例等を改正しながら、第三者機関、

町民目線でもってチェックをしていただく。そういったことも必要ではないかなと考えるところでございます。この点につきまして、どなたか御意見がありましたら、お答えをいただきたいと思っております。

○議長（中村 忠彦） 中村町長。

○町長（中村 順一） ただいまの我々特別職ですけれども、議員さんの場合は、また議員さん御自身でと思っておりますけれども、今回の場合は、登議員さん言われましたとおり、適用はしなくてもいいというのは語弊がありますけれども、そういうことがあったということと。

それから、私の場合、以前に給与の見直しを、あのときに特別報酬委員さん見えるということで、お諮りをさせていただきまして、私なりに住民目線を考えて、若干ですけれども下げるといふ形にさせていただいたときに、報酬委員さん、相当しっかりやっていたいただきました中で、あのような数字を出していただきまして、要は、またもう一度やり直してやって、ここにきておるんです。

ただ、今回の特別報酬審議会については、住民目線という観点からという御質問でございましたので、今後、1回一考してまた検討の余地があるんじゃないかとは考えておりますが、基本的なベースを下げるといふような費用改正のことを考えて、私、今ずっと行動を、町長として、また3役の他の者もしておりますので、一考をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中村 忠彦） ほかに質疑ございませんか。

（「なしの声」あり）

○議長（中村 忠彦） 質疑なしと認めます。

議案第61号、議案第62号及び議案第63号の3議案に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、議案第64号「度会町住宅新築資金等貸付事業基金条例の一部を改正する条例について」、議案第65号「度会町遺児及び母子年金支給条例の一部を改正する条例について」、議案第66号「度会町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」の3議案に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

ございませんか。

（「なしの声」あり）

○議長（中村 忠彦） 質疑なしと認めます。

議案第64号、議案第65号及び議案第66号の3議案に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、議案第67号「度会町水道水源保護条例の一部を改正する条例について」、議案第68号「度会町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について」の2議案に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

ございませんか。

(「なしの声」あり)

○議長(中村 忠彦) 質疑なしと認めます。

議案第67号及び議案第68号の2議案に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、議案第69号「専決処分の承認を求めることについて」に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

登議員。

○3番(登 喜三雄) 議案第69号議案の最後のページをごらんいただきたいと思うんですけども、歳出のところで財源内訳、一般財源161万7,000円が充当されております。国の選挙でございます。委託されて職員の皆さん方、この忙しい時期、大変だと思いますけれども、平たい表現をさせていただきますと、国の選挙ですので、手伝いということ、その財源につきまして161万7,000円持ち出してやるというのは、ちょっと額がどうかと、大きいなというのは感想を持ちました。これは主に、どのように充当しようと考えられているのかについて、お伺いをいたします。

○議長(中村 忠彦) 総務課長。

○総務課長(西岡 一義) 全体的な費用。特に、国県の支出金につきましては、算定の方法がございまして、その基準によりまして、今のところ少な目に見積りまして574万5,000円というところでございます。

多分としか、今、申しようがございませんが、国からいただく補助金によってほとんどの部分をやっていきたいという考えでございます。

ただ、それが国のほうからも約束をされておられませんので、一般財源を161万7,000円充当しているところでございます。国の補助金をできるだけいただくような努力はさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長(中村 忠彦) 他に質疑ございませんか。

(「なしの声」あり)

○議長(中村 忠彦) 質疑なしと認めます。

議案第69号に対する質疑を打ち切ります。

これで質疑を終わります。

◎常任委員会付託(議案第54号～議案第69号)

日程第7 ただいま議題となっております、議案第54号から議案第69号については、お手元に配付いたしております、議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会

に付託をいたします。

**◎閉議の宣言**

本日は、これにて散会いたします。

(10時06分)